

**「障がい児・者総合支援拠点整備」
基本構想・基本計画
(案)**

令和7年3月

宮崎県延岡市

目 次

はじめに	5
「延岡市障がい児・者総合支援拠点整備」基本構想	7
1. 基本構想・基本計画の策定にあたって	9
2. 計画策定の趣旨・経緯	10
3. 障がい児・者総合支援拠点等の整備の背景・目的	10
4. 整備予定地「わかあゆ支援学校跡地」.....	14
5. 基本構想の位置づけ	15
「延岡市障がい児・者総合支援拠点整備」基本計画	17
第1章 障がい児・者総合支援拠点の機能整備方針	19
1. 拠点整備の基本的な考え方	19
2. 第1期整備方針	19
3. 第2期・第3期整備方針	19
4. 各期の方針・テーマと整備する機能・サービス	22
(1) 第1期コンセプト「拠点に集う」.....	22
(2) 第2期コンセプト「拠点で過ごす」	24
(3) 第3期コンセプト「拠点で暮らす」.....	25
第2章 施設整備計画	26
1. 利活用を行う施設規模	26
(1) わかあゆ支援学校跡地を利活用した施設整備	26
(2) 整備する機能に関して	27
2. 配置計画(ゾーニング基本方針)と概算工事費の算出	28
(1) 敷地全体の配置計画	28
(2) 拠点全体の配置計画	29
(3) 概算整備費の積算	30
(4) 各配置計画と概算整備費の積算	31
3. 事業スケジュール	37
4. 事業手法の整理	38
(1) 事業手法に関する考え方	38
(2) 拠点整備・事業運営をする上で配慮が必要な点	38
(3) 拠点整備における事業手法に関して	38

第3章 施設管理運営計画	41
1. 施設管理・運営の基本方針	41
2. 運営体制.....	41
3. 運営主体・運営方式	42
4. 運営する事業とその委託費の試算	43
令和6年度延岡市障がい児・者総合支援拠点整備 基本構想・基本計画 委員名簿.....	45

はじめに

延岡市は、令和5年に国から「SDGs 未来都市」に選ばれたことも踏まえ、これまで以上に「障がいのある人もない人も、誰もが安心の共生社会づくり」の実現を目指しているが、このような中、国では、障がいのある方の障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障がいのある方が安心して地域で生活できる支援体制の構築に向けて地域生活支援拠点等の整備を推進している。

地域生活支援拠点等が備えるべき機能として、居住支援のための5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を掲げており、地域の実情に応じた創意工夫により、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとしている。

延岡市においても、令和3年度に「親なき後の暮らし支援策」として、地域生活支援拠点等の整備と（自立支援）協議会の活性化・地域生活支援体制の構築という2つの視点で、今後の課題解決に向けた取り組みの方向性を提案した。

令和4年度からは上記2つの視点を核としながら、ハード面のニーズ等も含めて調査を行い、障がいのある方の総合的な支援に向け、拠点整備の方向性を検討した。その結果、延岡市における地域生活支援拠点等の整備にあたってのテーマを「当事者が望む暮らしを実現するためのライフステージ支援」とし、地域生活支援拠点の5つの機能に加えて、延岡市の実状を踏まえた⑥その他の機能として、「医療資源」、「就労支援」を挙げた。これらの機能について「面的整備」を進めるとともに、より充実した支援体制の構築や広く地域のつながりの受け皿となるような拠点の必要性が示された。

その拠点整備の候補地であるわかあゆ支援学校跡地に、延岡市の抱える多種多様な課題を解決しうる多機能拠点の場としての整備可能性が見出され、整備する拠点のビジョン・整備方針の取りまとめを行った。

本事業では、わかあゆ支援学校跡地に整備する障がい児・者総合支援拠点の基本構想・基本計画を策定するため、先進事例調査や関係機関へのヒアリングを実施した。検討体制は昨年度に引き続き、検討委員会の他、「医療」「就労」「生活支援」「活躍支援」の4つの分科会にて様々な角度から基本構想・基本計画の検討を行った。

また、本構想・計画に対し、パブリックコメント（意見公募）にて市民の方々からいただいたご意見のうち、本構想・計画にすぐに反映できるものについては反映するとともに、すぐに反映できないものについても検討委員会に報告し、今後の整備の検討に加えることとしたところである。

「延岡市障がい児・者総合支援拠点整備」 基本構想

「延岡市障がい児・者総合支援拠点整備」基本構想

1. 基本構想・基本計画の策定にあたって

延岡市は「障がいのある人もない人も、誰もが安心の共生社会づくり」の実現を目指している。そのために必要な障がい児・者総合支援拠点整備については、延岡市松山町にある「わかあゆ支援学校跡地」に整備することを前提としているが、現在、土地・建物ともに宮崎県の所有となっている。

令和5年度に取りまとめた「わかあゆ支援学校跡地を障がい児・者の総合支援拠点として利活用する基本的考え方」（パブリックコメント実施済／令和5年12月26日～令和6年1月22）において、購入にあたっての課題として挙げていた内容については、令和6年度も継続して宮崎県との協議中であり、購入費用等は明らかになっていない。

そのため、現時点で試算できる整備費用や運営方針等をこの基本計画で取りまとめることとし、購入にあたっての課題については、宮崎県との協議を経て整理を行い、詳細な内容が決定した時点で明らかにしていくこととする。

わかあゆ支援学校跡地の購入にあたっての課題

（1）跡地の課題

①既存建築物の解体・アスベスト調査について

わかあゆ支援学校には、寄宿舎棟やエレベーター棟に隣接する渡り廊下等については、耐震工事が未実施となっているため、拠点を整備するにあたり、耐震化されている部分は使用し、耐震化されていない部分は解体することを想定しています。

その場合、解体工事費用をどう考えるかという課題もあるとともに、アスベスト含有の有無の調査等も必要になります。

②環境対策について

跡地東側に隣接する「えんキッズ」の施設整備工事において、土壌からヒ素が検出されたことから一部土壌入替等を実施した経緯があります。そのため、土壌の環境対策費用等をどう考えるかという課題もあります。

（2）わかあゆ支援学校跡地の購入費用について

上記（1）の点も踏まえ、今後の購入費用については県との協議を経て決まることとなりますが、現時点ではまだ明確な金額は出ていません。

（3）跡地購入後の整備費用及び新施設完成後の管理運営費について

跡地購入後の整備費用及び新施設完成後の管理運営費については、来年度、基本構想を策定する中で、ある程度試算したいと考えており、詳細についてはその後の指定管理・PFI等の事業手法及び跡地に整備する設備やサービスが決定した時点でさらに明らかにしていきたいと考えています。

出所：令和5年度わかあゆ支援学校跡地を障がい児・者の総合支援拠点として利活用する基本的考え方

2. 計画策定の趣旨・経緯

令和3年度に「親なき後の暮らし支援策」に関する検討をスタートし、障がい者団体等との意見交換などを行いながら学識経験者、地元有識者、行政関係者等による委員会での検討やアンケート・ヒアリング調査等を行った。

この調査研究により、困りごとの詳細な把握や本市の現状や課題の整理を行うことができ、並行して障がい者の方々や保護者の方々と意見交換を行い、ショートステイや診療等の機会のさらなる確保の必要性が指摘された。

それらを踏まえ、整備が必要な機能として地域生活支援拠点等の主な6つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、⑥医療資源・就労支援）が示され、拠点整備の構想がスタートした。

3. 障がい児・者総合支援拠点等の整備の背景・目的

令和3年度の調査研究で明らかになった障害福祉サービスや相談・交流等のあり方に関する課題を踏まえ、整備が必要な機能の集合拠点があることが課題解決に向けて重要であると考えられた。

令和4年度では、令和3年度の調査研究の結果を踏まえ、6つの機能整備の具体化に向け、障がい者団体等との意見交換などを行いながら、障がい者団体の方々や保護者の方々、支援者、事業者、専門職、学識経験者の方々に検討委員会の委員としてご参画いただき、検討を行った。

その中で、障がいのある方や保護者の団体からは、自分自身の老後を見据えた障がいのある子の生活に対する「不安」の声が改めて寄せられ、障がいのある方だけではなく、その家族の生活においても多くの不安がある現状が指摘された。この障がいのある方や保護者における生活の安心を創造する上で、衣・食・住という視点に加えて、医（ショートステイ等を含む医療サービスの充実）や職（経済的な自立支援）のための拠点整備の必要性が明らかになった。

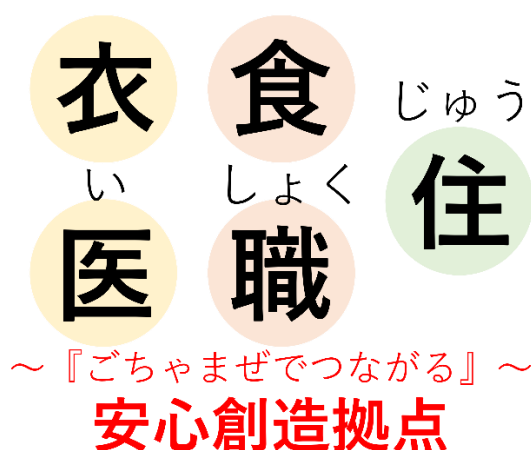
①拠点整備のコンセプト

- ワンストップで対応する相談窓口を整備
- 障がい児・者の当事者の暮らしに関する安心できる環境の整備
- 保護者が安心して生活できるサービスの拠点
- 当事者・支援者が繋がり、情報交換や支えあえる場の整備
- 事業者同士が繋がり、安心してサービスを受けられる仕組み

障がいのある方もない方も安心して暮らすことのできる地域共生社会※の推進のためには、障がいのある方の支援を行うだけの拠点ではなく、広く地域の方々とつながるための拠点として、障がいや年齢、立場を超えて『ごちゃまぜ』になり、『つながる』ことの出来るような拠点整備の方向性が必要であるとされた。

誰もが家でも外でも安心して過ごせるような社会の実現に向け、障がいのある方やその家族、独居等の地域住民の「繋がっていない不安」から、「頼れる場所、居場所がある安心」、「繋がっている安心」を作り出せる機能を整備する必要がある。

図表 1 延岡市障がい児・者総合支援拠点の整備コンセプト



出所：令和4年度 障がい児・者総合支援拠点整備検討事業調査報告書

※地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

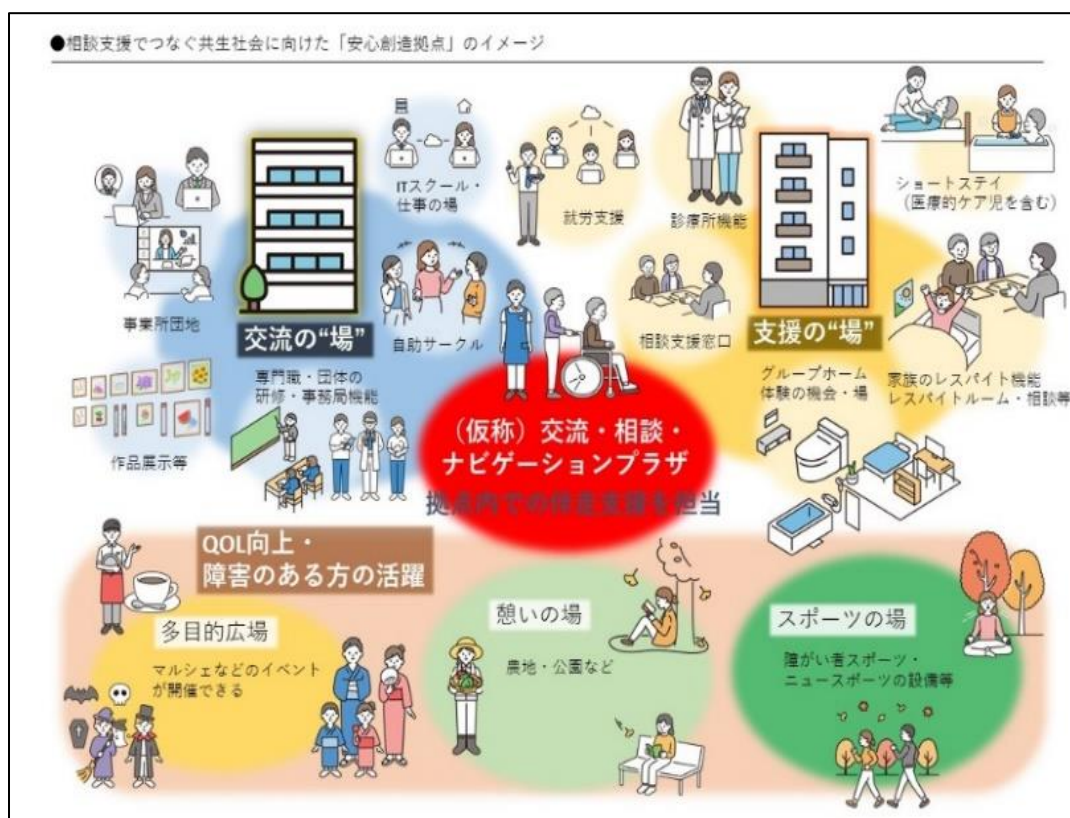
②『ごちゃまぜでつながる』安心創造拠点のイメージ

多様な声に応え、安心できる生活を支えるためには、拠点整備は多機能化していく必要がある。物理的な拠点が有り、様々な機能や人の関係性が構築されることで、多様な主体の繋がりや連携が横に広がっていくメリットがあると考えられる。

拠点整備の全体像としては、「交流の場」「支援の場」「多目的な場」「憩いの場」「スポーツの場」などの「場」を設ける中で、まず、障がいのある方やご家族の医療や就労を含めた生活を支える機能と、市内の相談支援の拠点（基幹相談支援センターやなんでも総合相談センター等）と連携した、拠点内での利用者の生活や文化活動を伴走型でコーディネートする「（仮称）交流・相談・ナビゲーションプラザ」の整備が想定される。

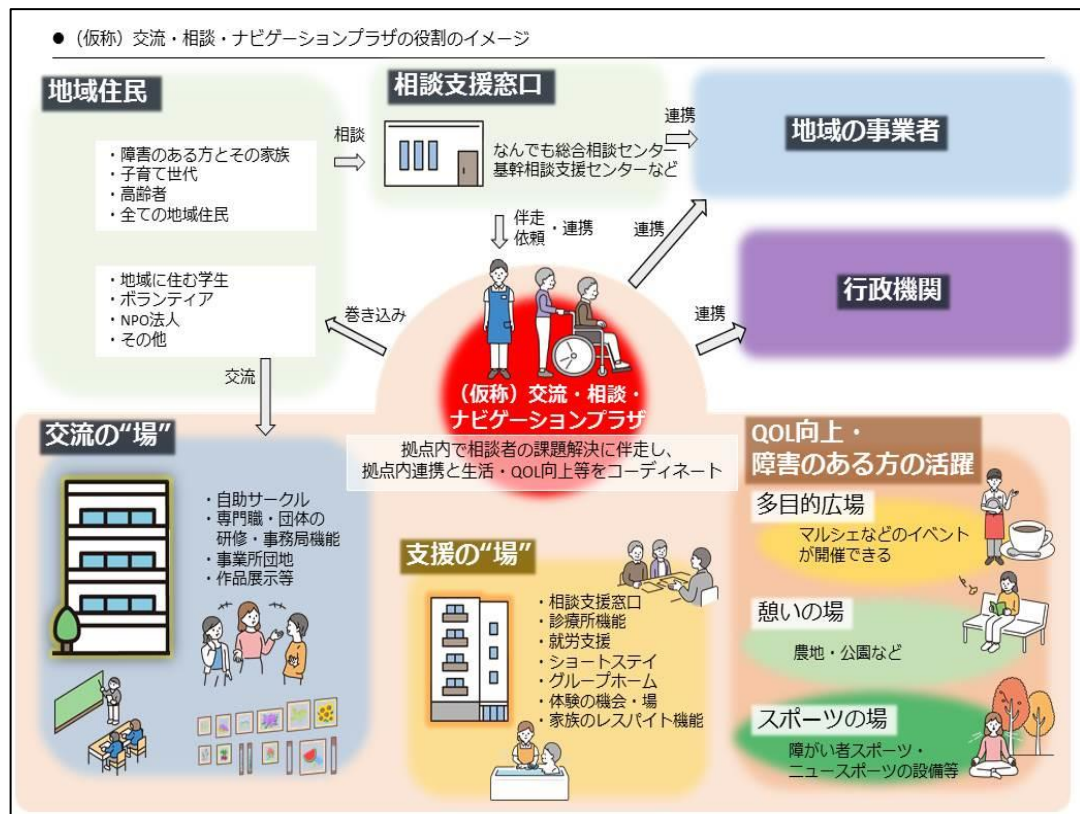
また、日頃から様々な方々が行き交う意味でも、施設内の各教室跡などに企業や公益的団体が多く入居する形にすることや、経済的な自立支援のためのスクール等を設けるとともに、交流の場や支援の場の整備に加え、障がいのある方やその家族、拠点に訪れる地域住民のQOL向上に向けた機能としても、スポーツや各種イベントが開催できる多目的広場、農業等屋外での活動が出来る憩いの場などを随時整備していき、生活の支援だけではなく、活躍を推進できるような施設整備が必要であるとされた。

図表2 わかあゆ支援学校跡地に整備する多機能拠点のイメージ



出所：令和5年度 障がい児・者支援拠点等の整備可能性調査報告書

図表3 拠点の中核を担う「(仮称) 交流・相談・ナビゲーションプラザ」



出所：令和5年度 障がい児・者支援拠点等の整備可能性調査報告書

③多様な「こども」を地域で育てる場として

整備予定箇所であるわかあゆ支援学校跡地には、九州初のインクルーシブ遊具（障がいのあるこどもたちも安心して遊べる遊具）を備える、子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」が整備されている。

その隣接地に今回のコンセプトのような拠点を整備することは、多様なこどもやその親に対する重層的な支援につながる。「えんキッズ」の利用者からの相談なども受けられる体制になることも想定する。

本拠点が、「えんキッズ」と連携し、ライフステージに応じた中長期的な伴走型支援の役割を担うことで、障がい児・者やその家族が安心して生活できる社会の実現を目指している。

4. 整備予定地「わかあゆ支援学校跡地」

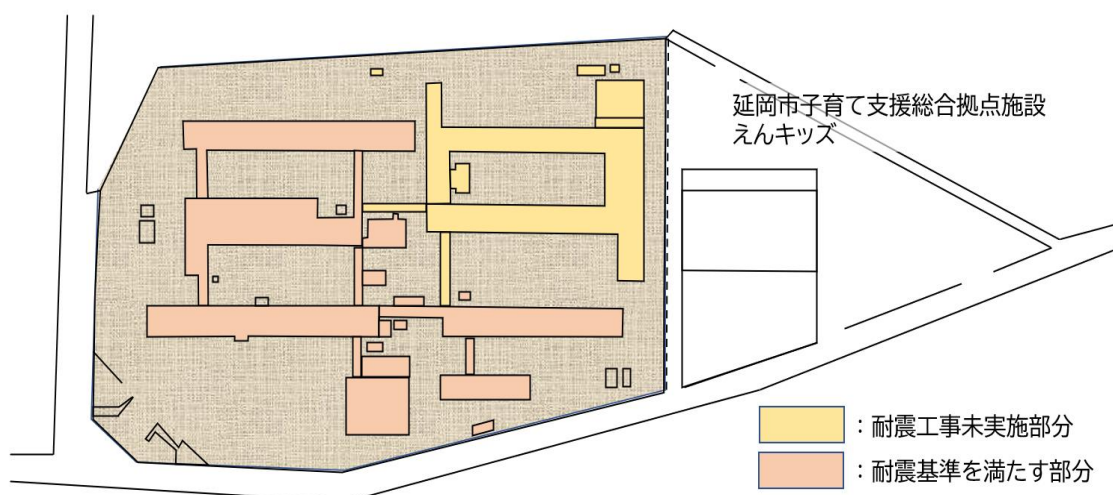
延岡市松山町にあり、昭和42年より県立特別支援学校延岡わかあゆ支援学校として、使用されていたが、平成24年4月に移転統合されたことで、現在は利活用されていない状況である。跡地東側のグラウンドとして活用されていた部分は、延岡市が宮崎県より購入し、令和3年2月に子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」を開設している。

わかあゆ支援学校は、障がいのある児童が通学していたため、建物内がバリアフリー構造であることや、周辺には障がい者の就労支援事業所等が立地しており、地域の方々の障がい児・者に対するご理解も深いものと考えられること、さらに「えんキッズ」との連携により、幅広く子育て支援事業を総合的に展開することが可能となることなどから、支援拠点整備の具体化の場所として検討を行っている。

【対象物件の概要】



出所：令和5年度わかあゆ支援学校跡地を障がい児・者の総合支援拠点として利活用する基本的考え方

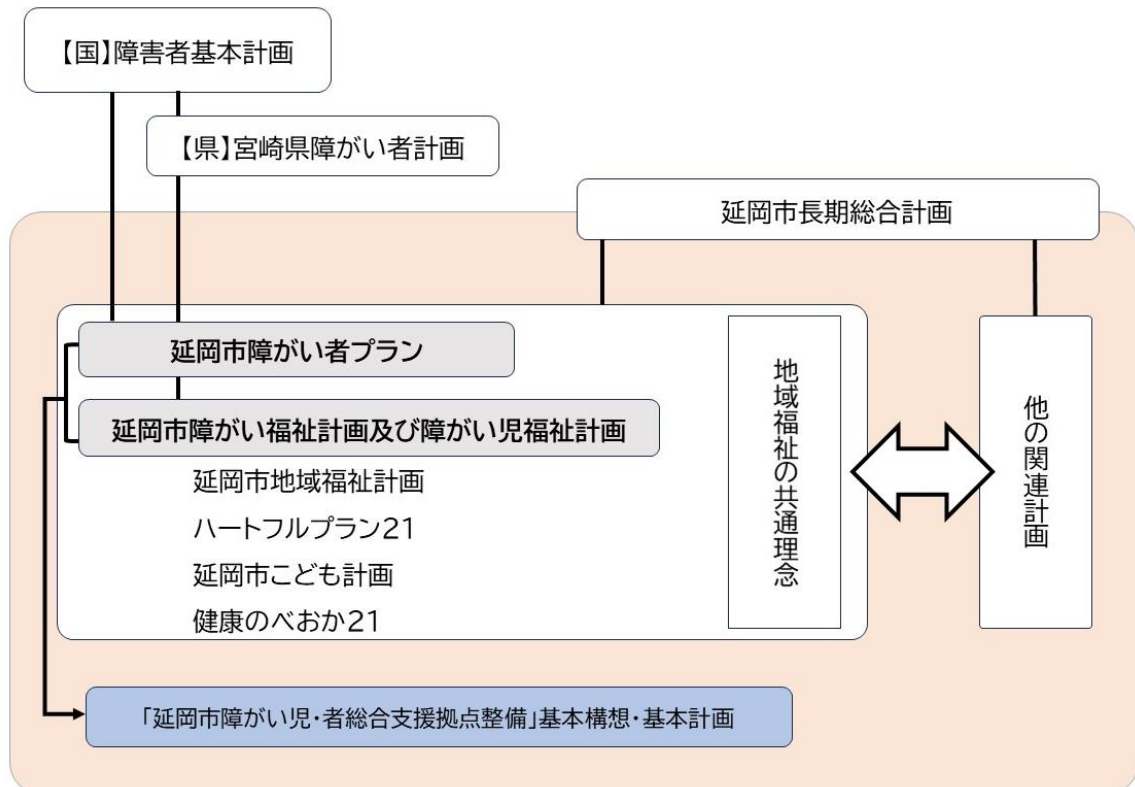


出所：令和5年度 障がい児・者支援拠点等の整備可能性調査報告書

5. 基本構想の位置づけ

「延岡市障がい児・者総合支援拠点整備」基本構想・基本計画は、「延岡市障がい者プラン」及び「延岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の実現のための施策の一つであり、本構想は、その整備に向けた事業の一つである延岡市障がい児・者総合支援拠点整備基本計画策定の前提となるものである。

図表 4 基本構想の位置づけ



「延岡市障がい児・者総合支援拠点整備」 基本計画

第1章 障がい児・者総合支援拠点の機能整備方針

1. 拠点整備の基本的な考え方

延岡市は、令和5年に国から「SDGs 未来都市」に選ばれたことも踏まえ、これまで以上に「障がいのある人もない人も、誰もが安心の共生社会づくり」の実現を目指しているが、この考えをまず基本理念として機能整備を進めていく必要がある。また、国が求める地域生活支援拠点の5つの機能について、延岡市では面的な整備を進めている。

令和3年度の「親なき後の暮らし支援策のあり方に関する調査研究」では、①～⑤の機能に加え、「当事者が望む暮らしを実現するためのライフステージ支援」を実現するうえで、「医療資源」「就労支援」の2つの整備や機能拡充が必要と結論づけた。

令和4年度、5年度には、面的整備と並行した拠点づくりの具体的な場所として、松山町のわかあゆ支援学校跡地を候補として、立地条件の適合性や建物整備の方向性について議論を進めてきた。わかあゆ支援学校跡地での整備を前提として、早期整備の実現可能性や必要性の高さ等を基準に、第1期～第3期に分けて段階的な整備を進めていく方向性を示した。なお、各期の具体的な時期については現時点では固定せずに、時間軸も含めて柔軟に対応していく計画にしている。

令和6年度においては、令和5年度に示した各種機能について、わかあゆ支援学校跡地への具体的な導入可能性の再整理を行い、各期で整備する設備・サービスを検討した。基本計画では、この検討内容に沿った整備事項を示す。

2. 第1期整備方針

第1期の方針は、基本的な敷地・建物の整備に加え、①相談支援・コーディネートネットワーク・情報発信の拠点整備、②必要性・緊急性の高いサービスの整備を行う。

①相談支援・コーディネートネットワーク・情報発信の拠点整備については、延岡市基幹相談支援センターとの連携を図りながら、本拠点の機能と当事者、関係者を結ぶ総合相談窓口の設置を行う。②必要性・緊急性の高いサービスの整備については、医療支援として医療的ケア児などの日中一時支援施設など、キャリア支援としてITや医療事務スクール、就労支援として就労継続支援事業所（A型、B型）や共同受注窓口の設置を優先して行う。特に、学びから就労まで切れ目のなく多様でワクワクする機会を提供する場としても整備を行っていく。

また、隣接する「えんキッズ」との連携や教育との連携など、全てのこどもたちや家庭をサポートしていく機能の構築を図っていく。

さらに、地域住民や拠点に集う市民が利用できる貸しオフィスや貸し会議室、多目的室などに使えるスペースを確保する。

3. 第2期・第3期整備方針

第2期は、多目的に使えるスペースを活用して、日中活動系サービスの導入を促進し、芸術活動、美容なども含めた日常サービス事業者のスタートアップの活性化などを図る。

第3期は、親なき後を見据えた生活体験、生活拠点の場の形成を図る。居住場所としてグループホームの設置や、グループホームを活用したひとり暮らし体験サービスの提供を行う。また、障がい者にも安心して泊まってもらえる宿泊所の整備なども行う。

図表 1-1 わかあゆ支援学校跡地に整備する障がい児・者支援拠点の整備方針・テーマ

第 1 期 拠点に集う	
方針 ・ テーマ	- 基本的な敷地、建物整備 - 相談支援・コーディネートネットワーク・情報発信の拠点 - 必要性・緊急性の高いサービスの整備
整備する 設備 ・ サービス	◆ 地域住民が興味を持つ機能やサービス (住民自治室、カフェ・読書、飲食、小売等) ◆ 必要性・緊急性の高いサービスの整備、切れ目のなくワクワクする「職」の拠点 - 相談支援・コーディネート機能 (拠点運営を担う総合窓口・医療に関する相談窓口も併設) - 日中一時支援・短期入所(医療的ケア児)、診療所・訪問看護 - 就労支援事業所、障がい者雇用企業の入居 ※就労支援事業所とは就労継続支援A型、B型、就労移行支援等を指す - 共同受注窓口の整備 - ITスクール、医療事務等のスクール  ◆ 全ての子どもたちと家庭をサポート - 隣接する子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」との連携による総合的な子育て支援機能の構築や幼稚園・保育園との連携 - 教育機関との交流・連携(イベント・ボランティア等) - 各種研修(特に医療的ケア児に関する専門職向け研修、ペアレントトレーニング、障がい者のセルフケア能力向上に向けた企業向け研修等) ◆ “拠点に集う”場としての整備 - 交流の拠点(フリースペース) ・シェアオフィス・デジタル団地事務局・NPO法人の集積 ※利用希望団体等に貸出 - くつろぎ分かち合える居場所・スポーツの場等の空間 (多目的ルーム・プレイルーム、ダンススタジオ等) ※利用希望団体等に貸出 ◆ その他の整備 - コミュニティバス等の拠点までの交通手段の整備 - 地震時の避難場所としての整備 - パイロット的に事業を運営できる場・仕組み (第2期・第3期で整備する機能やサービスについて)
併行する 取り組み	- 入居企業等障がい者雇用に貢献する事業所の共同受注体制のための組織づくり - 周辺の交通に関する地域との合意形成・周辺道路環境の整備 - 太陽光発電・蓄電池による光熱水費の削減及び非常電源設備の整備

出所：令和5年度 障がい児・者支援拠点等の整備可能性調査報告書から一部改変

第2期 拠点で過ごす	第3期 拠点で暮らす
・ 日中活動系サービスの整備 第1期で整備した多目的スペースの活用	・ 生活拠点の整備 暮らしの場の新たな整備
◆ 地域住民が日常的に利用するような機能やサービス（※障がい者の雇用に繋げる） （フィットネス、カフェ、ネイルサロン、エステサロン、マッサージ、美容院等） ◆ 拠点機能強化にむけた整備 ・ ハローワーク分室 ・ 就労選択支援・アセスメントの場 ◆ 学ぶ場の整備 ・ 障がい者も含む自習スペース（ITスキル等） ・ 不登校児の支援（フリースクール） ◆ 活躍推進の場の整備 ・ 芸術 （貸しアトリエや貸しギャラリー） ・ 農業体験の場 （宿泊を伴う体験の受け入れ） ・ スタートアップの支援	◆ 地域住民、拠点に居住する人が利用する、町のような機能・サービス ◆ 居住の場の整備 ・ グループホーム ・ ひとり暮らし体験の場 ・ 学生等の居住の場の整備 ・ 宿泊施設の整備（合宿等） ◆ その他の整備 ・ 動物保護シェルター・ドッグラン
・ 各種研修の継続的な実施 ・ 第3期の生活拠点の場の整備に向けた、サービス提供事業者サウンディングなど	・ ひとり暮らし体験の場の整備 ・ 教育機関との人材育成における連携 （看護学校・大学の拠点内での実習受け入れ等）

4. 各期の方針・テーマと整備する機能・サービス

拠点に整備する機能やサービス、整備するにあたり考慮すべき点等を踏まえ、3段階の整備方針について取り纏めた。それぞれの期に方針・テーマを定め、そのコンセプトに沿った設備やサービス、取り組みを検討した。中長期的には、拠点内で居住する人が存在し町のように機能する場になることを想定している。

(1) 第1期コンセプト「拠点到集う」

第1期は「拠点到集う」をコンセプトとして、必要性・緊急性の高いサービスの整備と共に、集う場としての機能や地域住民が興味を持つ機能やサービスの整備を行う。また隣接する子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」と連携することで、全てのこどもたちと家庭をサポートする総合的な子育て支援機能を構築する。同時に障がいのある方やその家族が利用するために必要な交通手段の整備や周辺の交通に関する地域との合意形成、周辺道路環境の整備等のアクセスしやすい環境づくりにも取り組む。

【方針・テーマ】

- 基本的な敷地、建物整備
- 相談支援・コーディネートネットワーク、情報発信の拠点
- 必要性・緊急性の高いサービスの整備

① 整備する設備・サービス

整備する設備・サービスは、主に障がいのある方もない方も利用できる“集う”場に必要設備・サービスと、学びから就労まで切れ目のなくワクワクする「職」の拠点として、障がい者雇用の拡大につなげるための雇用企業の誘致の場や人材育成の場とするともに、市内に不足している障がい福祉サービス事業所や専門的人材を育成するためのITスクール・医療事務のスクールなど利用者を特定した設備・サービスに分けられる。その他の整備として、拠点までの交通手段の整備や地震時の避難場所としての整備を行う。

具体的に整備する設備・サービスは以下のとおりである。

【地域住民が興味を持つ機能やサービス】

- ・ 住民自治室、カフェ・読書、飲食、小売等

【市として緊急性・必要性の高いサービスの整備】

- ・ 相談支援、コーディネート機能
(拠点運営を担う総合窓口・医療に関する相談窓口も併設)
- ・ 日中一時支援・短期入所(医療的ケア児)、診療所・訪問看護¹
- ・ 就労支援事業所、障がい者雇用企業の入居

¹ 「診療所・訪問看護」は令和5年度時点では、第2期の整備を想定していたが、日中一時支援・短期入所を運営していく上で、同一時点での整備が現実的、かつ持続可能性が高いとの判断から、第1期に移動した。

- ・ 共同受注窓口の整備²
- ・ IT スクール、医療事務等のスクール

【全てのこどもたちと家庭をサポート】³

- ・ 隣接する子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」との連携による総合的な子育て支援機能の構築や幼稚園・保育園との連携
- ・ 教育機関との交流・連携（イベント・ボランティア等）
- ・ 各種研修（特に医療的ケア児に関する専門職向け研修、ペアレントトレーニング、障がい者へのセルフケア能力向上に向けた企業向け研修等）

【“拠点に集う” 場としての整備】

- ・ 交流の拠点（フリースペース）※利用希望団体に貸出
- ・ シェアオフィス・デジタル団地事務局・NPO 法人の集積
- ・ くつろぎ分かち合える居場所・スポーツの場などの空間（多目的ルーム、プレイルーム、ダンススタジオ等）※利用希望団体に貸出

【その他の整備】

- ・ コミュニティバス等の拠点までの交通手段の整備
- ・ 地震時の避難場所の整備⁴
- ・ パイロット的に事業を運営できる場・仕組み（第2期・第3期で整備する機能やサービスについて）

② 併行する取り組み

設備やサービスの整備と併行して、拠点に整備する機能同士のより良い連携の模索や地域との交通に関する合意形成なども併行して行う。

具体的な取組は以下のとおり。

- ・ 入居企業等障がい者雇用に貢献する事業所の共同受注体制のための組織づくり⁵
- ・ 周辺の交通に関する地域との合意形成・周辺道路環境の整備⁶
- ・ 太陽光発電・蓄電池による非常電源設備の整備

² 「共同受注窓口」の整備は、令和5年度時点では、就労支援事業所のさらなる充実(共同受注等)として、第2期としていたが、早期に着手すべき事業として明文化した上で、第1期に変更した。

³ 隣接する子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」との連携等の取り組みは、当初より「並行する取り組み」として想定していたが、全てのこどもたちと家庭をサポートする基盤構築を目的に「整備するサービス」に変更した。

⁴ 豪雨災害時の避難場所としての指定は難しいが、地震時の避難場所としての指定は可能。地震時の医療的ケア児、障がい児やその家族の避難場所としても想定。

⁵ 「共同受注窓口」の整備の第1期への移動に伴い、本取組も移動した。

⁶ コミュニティバスの整備等も含めた重層的な整備を想定。

(2) 第2期コンセプト「拠点で過ごす」

第2期は「拠点で過ごす」をコンセプトとして、主に日中をこの拠点で過ごすことにつながる機能やサービスを整備する。第1期で拠点の認知度や利用者がある程度増加している状況からさらに一步、拠点の機能強化や学びの場・活躍の場の整備等に取り組む。

【方針・テーマ】

➤ 日中活動系サービスの整備

① 整備する設備・サービス

第2期で整備する設備・サービスは、就労支援事業所や自習スペース、農業体験の場など利用者が一定時間“過ごす”場として機能する設備・サービスを整備する。

具体的に整備する設備・サービスは以下のとおりである。

【地域住民が日常的に利用するような機能やサービス】

- ・ フィットネス、カフェ、ネイルサロン、エステサロン、マッサージ、美容院等（障がい者雇用に繋げる）

【拠点機能強化にむけた整備】

- ・ ハローワーク分室
- ・ 就労選択支援・アセスメントの場

【学ぶ場の整備】

- ・ 障がい者を含む自習スペース（IT スキル等）
- ・ 不登校児の支援（フリースクール）

【活躍推進の場の整備】

- ・ 芸術（貸しアトリエや貸しギャラリー）
- ・ 農業体験の場（宿泊を伴う体験の受け入れ）
- ・ スタートアップの支援

② 併行する取り組み

併行する取組として、継続的な研修会開催やサービス提供事業者サウンディングなどを行う。

具体的な取組は以下のとおり。

- ・ 各種研修の継続的な実施
- ・ 第3期の生活拠点の場の整備に向けた、サービス提供事業者サウンディングなど

(3) 第3期コンセプト「拠点で暮らす」

第3期は「拠点で暮らす」をコンセプトとして、この拠点が1つの町のように機能し、生活の場となることを想定した機能やサービスを整備する。以下の方針で整備する設備・サービスを検討した。

【方針・テーマ】

➤ 生活拠点の整備

① 整備する設備・サービス

第3期で整備する設備・サービスは、グループホームや学生等の居住スペースの他、体験や研修に来た団体が合宿のように活用するスペースの整備など拠点内で“暮らす”場として機能する設備・サービスを整備する。

具体的に整備する設備・サービスは以下のとおりである。

【地域住民、拠点に居住する人が利用する、町のような機能・サービス】

【居住の場の整備】

- ・ グループホーム
- ・ ひとり暮らし体験の場
- ・ 学生等の居住の場の整備
- ・ 宿泊施設の整備（合宿等）
- ・

【その他の設備】

- ・ 動物保護シェルター・ドッグラン

② 併行する取り組み

併行する取組として、延岡市内にある看護学校の実習受入や大学との連携を行う。具体的な取組は以下のとおり。

- ・ ひとり暮らし体験の場の整備
- ・ 教育機関との人材育成における連携（看護学校・大学の拠点内での実習受け入れ等）

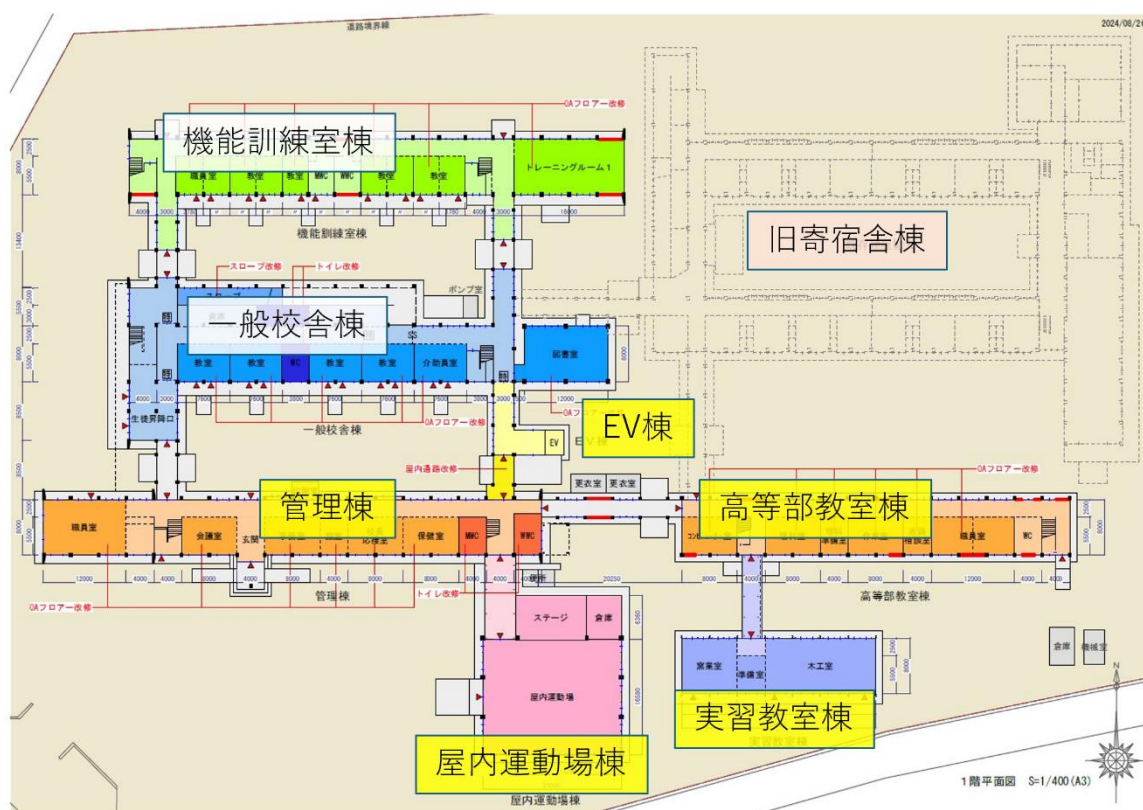
第2章 施設整備計画

1. 利活用を行う施設規模

(1) わかあゆ支援学校跡地を利活用した施設整備

本計画では、わかあゆ支援学校跡地の校舎を活用し、効率的かつ効果的な施設整備を進めることを目指す。わかあゆ支援学校跡地の校舎は、学校の入り口がある管理棟の他、利用していた生徒の学年や用途に応じた一般校舎棟、高等部教室棟、機能訓練室棟で構成される。その他、生徒が生活をしていた寄宿舎棟（2棟）があり、この計6棟（すべて2階建て）は渡り廊下で接続されている。敷地内には、体育館として利用されていた屋内運動場棟、木工や陶芸などを行う場であった実習教室棟（ともに1階建て）もある。これらの具体的な整備の考え方については以下の通りとする。

図表 2-1 わかあゆ支援学校跡地の全体像



管理棟および高等部教室棟の優先利活用（主要利活用範囲）

現在のわかあゆ支援学校跡地の校舎のうち、管理棟、高等部教室棟については、一度内装の改修工事を実施済みであり、整備期間を短縮できるほか、整備費用も最小限に抑えられる利点がある。両棟は繋がっているため、一体的な利活用が可能となる。これらを主要利活用範囲とし、最初に改修工事を進め、第1期の各事業が展開できるようにする。

校舎内にはエレベーターが1機あるが管理棟からのアクセスが一度外廊下を経由する必要があるため、管理棟と一般校舎棟の間にあるエレベーター棟も整備範囲とし、管理棟と渡り廊下で接続する工事を実施する。これにより、2階も含めて、バリアフリーの環境を整え、利便性を高める。

一般校舎棟および機能訓練室棟の暫定的利活用

一般校舎棟は、改修履歴がなく、利活用する際に、内装の改修工事にかかる期間や費用が多い。機能訓練室棟は改修履歴があるものの管理棟から一般校舎棟を介さなければ、アクセスできず、現段階では主要利活用範囲に含めない。また施工範囲が広ければ広いほど、利活用するのに時間がかかることも考慮する。これらの棟については、第1期においては暫定的に倉庫や物置として利用する予定である。第2期以降の利活用方法については、第1期における当拠点の利用状況やニーズを踏まえ、具体的な時期や必要な機能を考慮しつつ、整備・運営にかかる追加費用の試算および手法の検討を行う。

その他の棟の利活用

寄宿舍棟は、耐震工事を行っておらず、安全性の観点から主要利活用範囲の改修工事時期と合わせて解体を行う。寄宿舍棟の跡地は、第2期以降に別の用途で敷地利用する計画とする。

屋内運動場棟および実習教室棟は主要利活用範囲の管理棟や高等部教室棟からのアクセスが良好であり、整備費用や期間、整備機能などを考慮しつつ利活用の検討を行う。

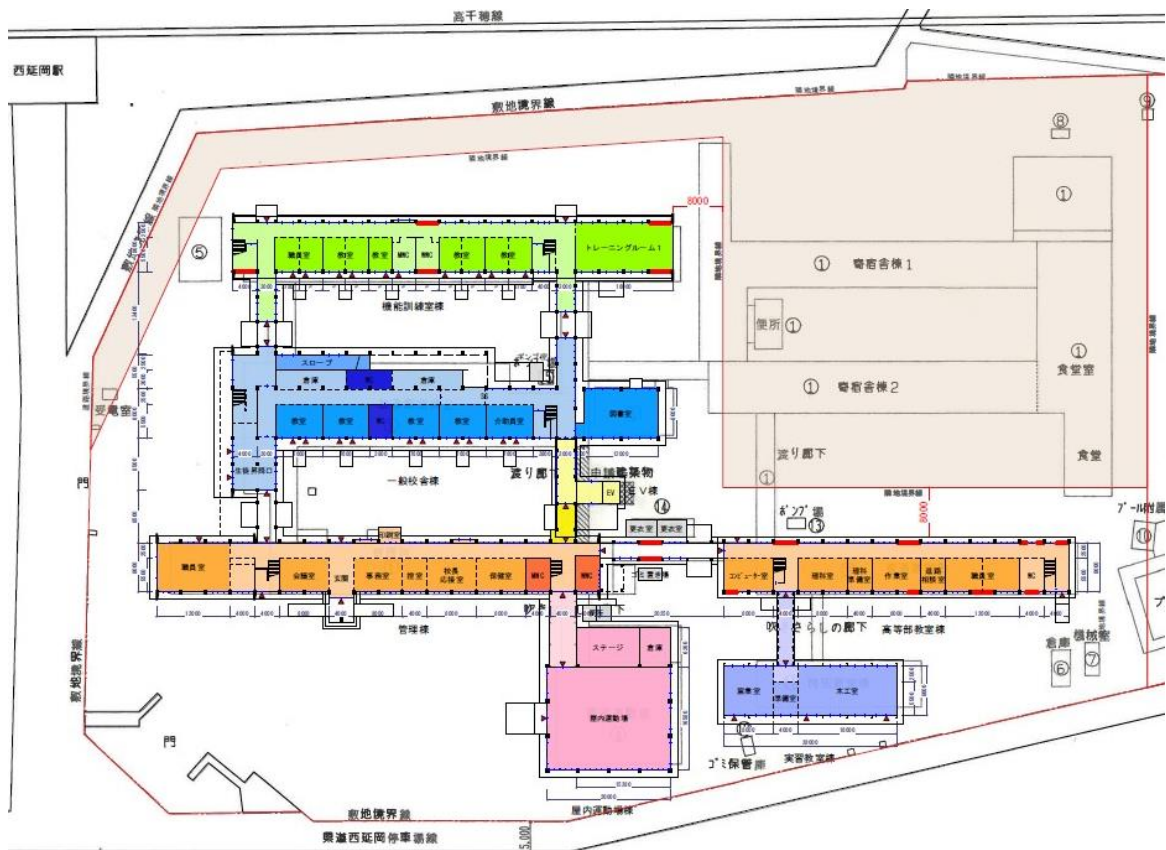
(2) 整備する機能に関して

第1期において、わかあゆ支援学校跡地の校舎の利活用範囲を絞ったことを踏まえ、整備する機能やサービスについても、市として必要性・緊急性の高い機能を優先に整備する。その他、整備する機能についてはこれまで検討委員や分科会委員から提案のあったもののうち、すでに延岡市内にその萌芽のあるサービスや、障がいのある方やその家族、事業者等の交流や連携につながる機能やサービスを整備する。

(1) 敷地全体の配置計画

建築基準法第43条の建築物の敷地の接道義務を踏まえ、図 2-2 のように敷地分割を行う。

図表 2-2 寄宿舍棟解体後の敷地分割イメージ



(2) 拠点全体の配置計画

主要利活用範囲の設定と追加整備の検討

主要利活用範囲としている管理棟と高等部教室棟及び追加整備を検討している屋内運動場棟、実習教室棟については、後述する運営主体の選定や運営手法によって、整備する機能やサービスが変更になる可能性も踏まえている。

そのため、運営主体が定まっていない現状では、整備する機能やサービスを詳細に設定するのは困難である。

昨年度までの議論に加え、今年度の調査において、得られた知見を基に現実的に運営可能な形式での機能やサービスの配置を想定して、配置計画を作成する。次年度以降の実行計画策定において、より具体的な配置計画となる予定ではあるが、基本的にはテナントとして、事業者が入居することを想定している。

なお、追加整備を検討している屋内運動場棟と実習教室棟については、整備にかかる予算の状況や整備する機能による主要利活用範囲の事業への相乗効果が期待できる場合に整備する。そのため、主要利活用範囲の整備を基本形とし、それに屋内運動場棟、実習教室棟をそれぞれ追加整備する場合を想定した。

図表 2-3 主要利活用範囲の配置計画

対象棟	主要利活用範囲				追加整備を検討	
	管理棟		高等部教室棟		屋内運動場棟	実習教室棟
	1階	2階	1階	2階		
基本形 (主要利活用範囲のみ)	・相談支援・コーディネート機能 ・就労継続支援A型カフェ ・就労継続支援B型事業所 ・共同受注窓口	・障がい者雇用企業の入居 ・IT・医療事務のスクール	・日中一時支援(+短期入所) ・貸しオフィス(訪問診療等を行う診療所機能・訪問看護機能) ※日中一時支援と一体的な運営を想定	・生活介護サービス ・フリースクール	—	—
基本形 +屋内運動場棟	基本形と同様		基本形と同様	基本形と同様	・多目的ルーム ・スポーツの場	—
基本形 +屋内運動場棟 +実習教室棟	基本形と同様		基本形と同様	基本形と同様	・多目的ルーム ・スポーツの場	・自習スペース ・シェアオフィス ・貸し会議室等
主な機能	拠点中核機能/就労		医療	生活支援	活躍支援/地域住民向け機能	

(3) 概算整備費の積算

拠点整備費用を概算するにあたり、管理棟と高等部教室棟は一度改修工事の履歴があることを踏まえ、内装については美装工事のみの実施、フロアについては全て 0A フロアに改修する想定で工事費の積算を行った。教室として使われていた特別支援学校の居室は、もともと上げ床で施工されているが、コンセントの数、位置により、居室のレイアウトや利用形態によっては計画が限定されてくるため、コンセントの増設やレイアウトがフレキシブルに計画できるように、0A フロアへの改修を想定した。

建物の外壁については改修を行わないが、建物上部については、全面の防水工事を行う。トイレ改修工事については既存のトイレのレイアウトが将来的に利用しづらい個所を対象に改修を行う。

コンセント幹線工事、空調機改修工事、照明器具取替工事は全ての棟を対象としている。

管理棟とエレベーター棟の間は、現在 1 階部分では一旦屋外に出る形になっているが、今後の利活用方法を踏まえ、屋内通路に改修を行う。

なお、高等部教室棟には、日中一時支援や短期入所などのサービスの入居を想定していることから、スプリンクラーを新設する工事も追加で実施する想定をしている。主要利活用範囲としている管理棟と高等部教室棟及び追加整備を検討している屋内運動場棟、実習教室棟については、後述する運営主体の選定や運営手法によって、整備する機能やサービスが変更になる可能性も踏まえている。

(4) 各配置計画と概算整備費の積算

運営主体となる事業者の選定や運営手法により、整備出来る機能やサービスに幅を持たせるため、3つのパターンで配置計画とその概算工事費を積算した。

「基本形」の配置計画と概算工事費

主要利活用範囲としている管理棟と高等部教室棟の整備を「基本形」として、整備する機能やサービスの配置計画を示す。

管理棟には、拠点の玄関があり、利用者の多くはこちらから出入りすることを想定する。そのため、本拠点の中核機能となる相談支援・コーディネート機能を配置する。相談支援が行いやすい環境とするため、就労継続支援 A 型事業所などで運営されるカフェや住民自治室のような機能を整備するのが望ましいと考える。関連して、就労継続支援事業や民間事業者が障がい者就労施設や事業所に仕事を依頼する窓口として共同受注窓口の設置を想定する。

管理棟 2 階には、働く場として、主に障がい者雇用企業が入居する貸事務所や就労の為に学ぶ場として IT・医療事務のスクール機能などを配置する。

高等部教室棟 1 階は、医療に関連する機能の配置を計画する。主に医療的ケア児の預かりを行う、日中一時支援のサービスや短期入所のサービスを想定している。訪問診療や訪問看護のサービスなどと併設することで、収益性も担保しながら、持続可能な運営体制の整備を支援する。高等部教室棟 1 階には、拠点の玄関とは別の通用口を確保でき、夜間も含めて職員や利用者の出入りも確保できる。

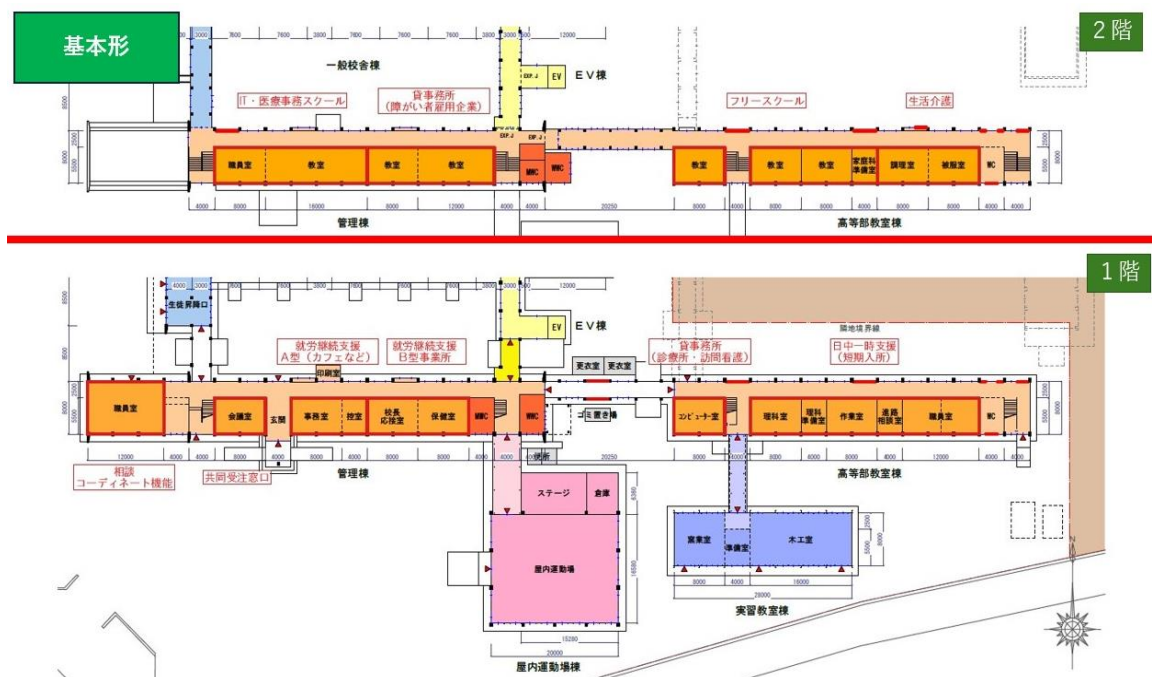
2 階には、生活支援の場として、延岡市で不足している障がい者の生活介護サービスやフリースクールの設置を想定している。

「基本形」に加え屋内運動場棟、実習教室棟を整備する場合の配置計画と概算工事費

上記の基本形に加え、屋内運動場棟および実習教室棟を追加整備する場合の配置計画と概算工事費を以下に示す。

「基本形」には拠点の中核機能、就労、医療、生活支援の場を配置した。屋内運動場棟や実習教室棟を追加工事する際には障がい児・者の活躍支援につながる機能を整備することを想定する。活躍支援につながる場合は、同時に地域住民の集い、交流する場になることを踏まえ、多目的ルームやスポーツの場、自習スペース、シェアオフィス、貸し会議室等の機能を想定する。

図表 2-4 「基本形」の配置計画平面図



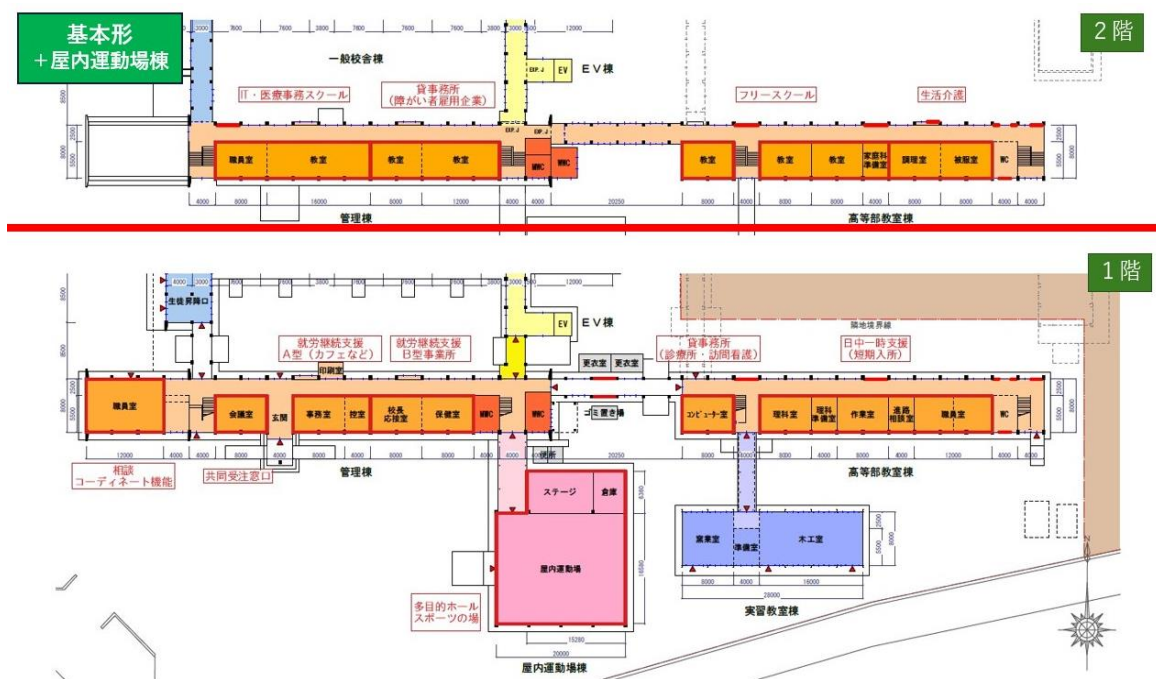
基本形（主要利活用範囲のみ）の整備費用の概算

(千円)

名称	改修内容	概算費用	積算根拠
管理棟改修工事	管理棟改修工事概算内訳参照	59,512	直接工事費の算出根拠参照
高等部教室棟改修工事	高等部教室棟改修工事概算内訳参照	35,825	直接工事費の算出根拠参照
EV 渡り廊下改修工事	EV 棟改修工事概算内訳参照	5,442	直接工事費の算出根拠参照
分電盤増設工事	既存キュービクルに増設	1,840	単価×台数 (1 台)
スプリンクラー新設工事	高等部教室棟 1 階に新設想定	8,960	単価×面積 (㎡)
直接工事費計		111,579	
共通費 (直接工事費の 30% で概算)		33,474	
設計費 (直接工事費の 10% で概算)		11,158	管理費、申請料込
工事概算計 (直接工事費 + 共通費)		156,211	税別

- ・ 什器備品は別途計上が必要。
 - ・ 令和 6 年に九州内で実際に行われた私立大学の改修工事の各工事費、ヒアリングを元に工事単価を算出。
- なお、今後の金額等は変動することが考えられる。
- ・ 各棟の改修工事内容は現状を加味して改修工事内容を想定。
 - ・ 既存建屋の設備関係は現状利用可能なものとして試算。(電気設備、機械設備、消火設備等)
 - ・ 共通費は公共建築工事共通積算基準の建築改修の基準を踏まえ、30%で試算。
 - ・ 外壁改修工事は体育館及び実習教室棟以外の校舎は見込んでいない。
 - ・ 実際に整備する際には、工事に対して公共施設等適正管理推進事業債(充当率 90%/30~50%が交付税措置)などの活用が考えられる。
 - ・ 上記の概算においては、現在のエレベーターを活用することを想定して算出。
 - ・ 上記に加え、光熱水費削減も含め、脱炭素の観点からの整備内容も財政負担を大きく拡大しない範囲で検討することとする。

図表 2-5 「基本形+屋内運動場棟」の配置計画平面図



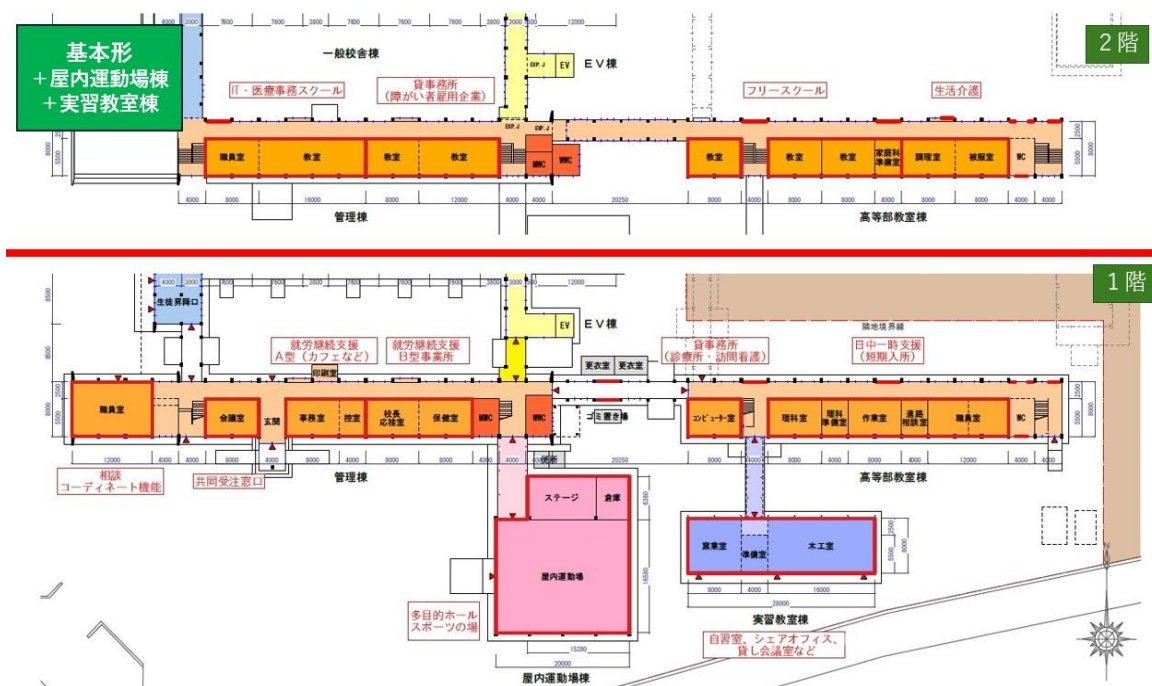
基本形+屋内運動場 の整備費用の概算

(千円)

名称	改修内容	概算費用	積算根拠
管理棟改修工事	管理棟改修工事概算内訳参照	59,512	直接工事費の算出根拠参照
高等部教室棟改修工事	高等部教室棟改修工事概算内訳参照	35,825	直接工事費の算出根拠参照
EV 渡り廊下改修工事	EV 棟改修工事概算内訳参照	5,442	直接工事費の算出根拠参照
屋内運動場棟改修工事	屋内運動場棟改修工事概算内訳参照	12,002	直接工事費の算出根拠参照
分電盤増設工事	既存キュービクルに増設	1,840	単価×台数 (1 台)
スプリンクラー新設工事	高等部教室棟 1 階に新設想定	8,960	単価×面積 (m ²)
直接工事費計		123,581	
共通費 (直接工事費の 30% で概算)		37,074	
設計費 (直接工事費の 10% で概算)		12,359	管理費、申請料込
工事概算計 (直接工事費 + 共通費)		173,014	税別

- ・ 什器備品は別途計上が必要。
- ・ 令和 6 年に九州内で実際に行われた私立大学の改修工事の各工事費、ヒアリングを元に工事単価を算出。なお、今後の金額等は変動することが考えられる。
- ・ 各棟の改修工事内容は現状を加味して改修工事内容を想定。
- ・ 既存建屋の設備関係は現状利用可能なものとして試算。(電気設備、機械設備、消火設備等)
- ・ 共通費は公共建築工事共通積算基準の建築改修の基準を踏まえ、30% で試算。
- ・ 外壁改修工事は体育館及び実習教室棟以外の校舎は見込んでいない。
- ・ 実際に整備する際には、工事に対して公共施設等適正管理推進事業債 (充当率 90% / 30~50% が交付税措置) などの活用が考えられる。
- ・ 上記の概算においては、現在のエレベーターを活用することを想定して算出。
- ・ 上記に加え、光熱水費削減も含め、脱炭素の観点からの整備内容も財政負担を大きく拡大しない範囲で検討することとする。

図表 2-6 「基本形+屋内運動場棟+実習教室棟」の配置計画平面図



基本形+屋内運動場+実習教室棟 の整備費用の概算

(千円)

名称	改修内容	概算費用	積算根拠
管理棟改修工事	管理棟改修工事概算内訳参照	59,512	直接工事費の算出根拠参照
高等部教室棟改修工事	高等部教室棟改修工事概算内訳参照	35,825	直接工事費の算出根拠参照
EV 渡り廊下改修工事	EV 棟改修工事概算内訳参照	5,442	直接工事費の算出根拠参照
屋内運動場棟改修工事	屋内運動場棟改修工事概算内訳参照	12,002	直接工事費の算出根拠参照
実習教室棟改修工事	実習教室棟改修工事概算内訳参照	5,605	直接工事費の算出根拠参照
分電盤増設工事	既存キュービクルに増設	1,840	単価×台数 (1 台)
スプリンクラー新設工事	高等部教室棟 1 階に新設想定	8,960	単価×面積 (㎡)
直接工事費計		129,186	
共通費 (直接工事費の 30% で概算)		38,756	
設計費 (直接工事費の 10% で概算)		12,919	管理費、申請料込
工事概算計 (直接工事費+共通費)		180,861	税別

- ・ 什器備品は別途計上が必要。
- ・ 令和 6 年に九州内で実際に行われた私立大学の改修工事の各工事費、ヒアリングを元に工事単価を算出。なお、今後の金額等は変動することが考えられる。
- ・ 各棟の改修工事内容は現状を加味して改修工事内容を想定。
- ・ 既存建屋の設備関係は現状利用可能なものとして試算。(電気設備、機械設備、消火設備等)
- ・ 共通費は公共建築工事共通積算基準の建築改修の基準を踏まえ、30%で試算。
- ・ 外壁改修工事は体育館及び実習教室棟以外の校舎は見込んでいない。
- ・ 実際に整備する際には、工事に対して公共施設等適正管理推進事業債(充当率 90%/30~50%が交付税措置)などの活用が考えられる。
- ・ 上記の概算においては、現在のエレベーターを活用することを想定して算出。
- ・ 上記に加え、光熱水費削減も含め、脱炭素の観点からの整備内容も財政負担を大きく拡大しない範囲で検討することとする。

直接工事費の算出根拠

【管理棟改修工事概算内訳】

項目	改修内容	概算費用 (千円)	積算根拠
屋根	防水工事（シート防水カバー工法）	3,303	単価×屋根面積（㎡）
内装	0Aフロア改修工事（撤去・新設）	9,112	単価×床面積（㎡）
	0Aフロア改修工事（コンセント増設 10㎡×2か所）	9,648	単価×床面積（㎡）
	屋内美装工事（床：フローリング・塩ビシートは、ワックスかけ。窓ガラス清掃、壁天井：清掃）	2,576	単価×壁面積（㎡）
電気設備	照明器具取替工事（2台/1スパン既設撤去共）	2,604	単価×台数（56台）
	コンセント幹線工事（管理棟延べ床面積当たり）	3,221	単価×面積（㎡）
衛生設備	トイレ改修工事（撤去・新設（設備工事含む））	19,448	単価×面積（㎡）
空調設備	空調機改修工事（既存空調機取り換え）	9,600	単価×箇所（24か所）
直接工事費計		59,512	

【高等部教室棟改修工事概算内訳】

項目	改修内容	概算費用 (千円)	積算根拠
屋根	防水工事（シート防水カバー工法）	2,663	単価×屋根面積（㎡）
内装	0Aフロア改修工事（撤去・新設）	8,228	単価×床面積（㎡）
	0Aフロア改修工事（コンセント増設 10㎡×2か所）	8,712	単価×床面積（㎡）
	屋内美装工事（床：フローリング・塩ビシートは、ワックスかけ。窓ガラス清掃、壁天井：清掃）	2,307	単価×壁面積（㎡）
電気設備	照明器具取替工事（2台/1スパン既設撤去共）	2,232	単価×台数（48台）
	コンセント幹線工事（管理棟延べ床面積当たり）	2,883	単価×面積（㎡）
空調設備	空調機改修工事（既存空調機取り換え）	8,800	単価×箇所（22か所）
直接工事費計		35,825	

【EV 棟改修工事概算内訳】

項目	改修内容	概算費用 (千円)	積算根拠
屋根	防水工事（シート防水カバー工法）	428	単価×屋根面積（㎡）
内装	屋内美装工事（床：フローリング・塩ビシートは、ワックスかけ。窓ガラス清掃、壁天井：清掃）	312	単価×床面積（㎡）
電気設備	照明器具取替工事	186	単価×台数（4 台）
その他	渡り廊下改修工事（1 階屋外通路を屋内通路に改修）	4, 516	単価×面積（㎡）
直接工事費計		5, 442	

【屋内運動場棟改修工事概算内訳】

項目	改修内容	概算費用 (千円)	積算根拠
内装	屋内美装工事（床：フローリング・塩ビシートは、ワックスかけ。窓ガラス清掃、壁天井：清掃）	11, 191	単価×面積（㎡）
その他	渡り廊下美装工事（清掃、塗装部は再塗装）	811	単価×面積（㎡）
直接工事費計		12, 002	

【実習教室棟改修工事概算内訳】

項目	改修内容	概算費用 (千円)	積算根拠
内装	屋内美装工事（床：フローリング・塩ビシートは、ワックスかけ。窓ガラス清掃、壁天井：清掃）	5, 152	単価×面積（㎡） 仮設足場込み
その他	渡り廊下美装工事（清掃、塗装部は再塗装）	453	単価×面積（㎡）
直接工事費計		5, 605	

寄宿舍棟解体撤去工事の概算

項目	改修内容	概算費用 (千円)	積算根拠
解体撤去	解体撤去工事（外壁にアスベストを含む場合）	120, 000	単価×延べ面積（㎡）
	解体撤去工事（外壁にアスベストを含まない場合）	84, 000	単価×延べ面積（㎡）

※地中は一般的な RC 基礎撤去として算出している。

※基礎撤去時の山留め工事は算出に含めない。

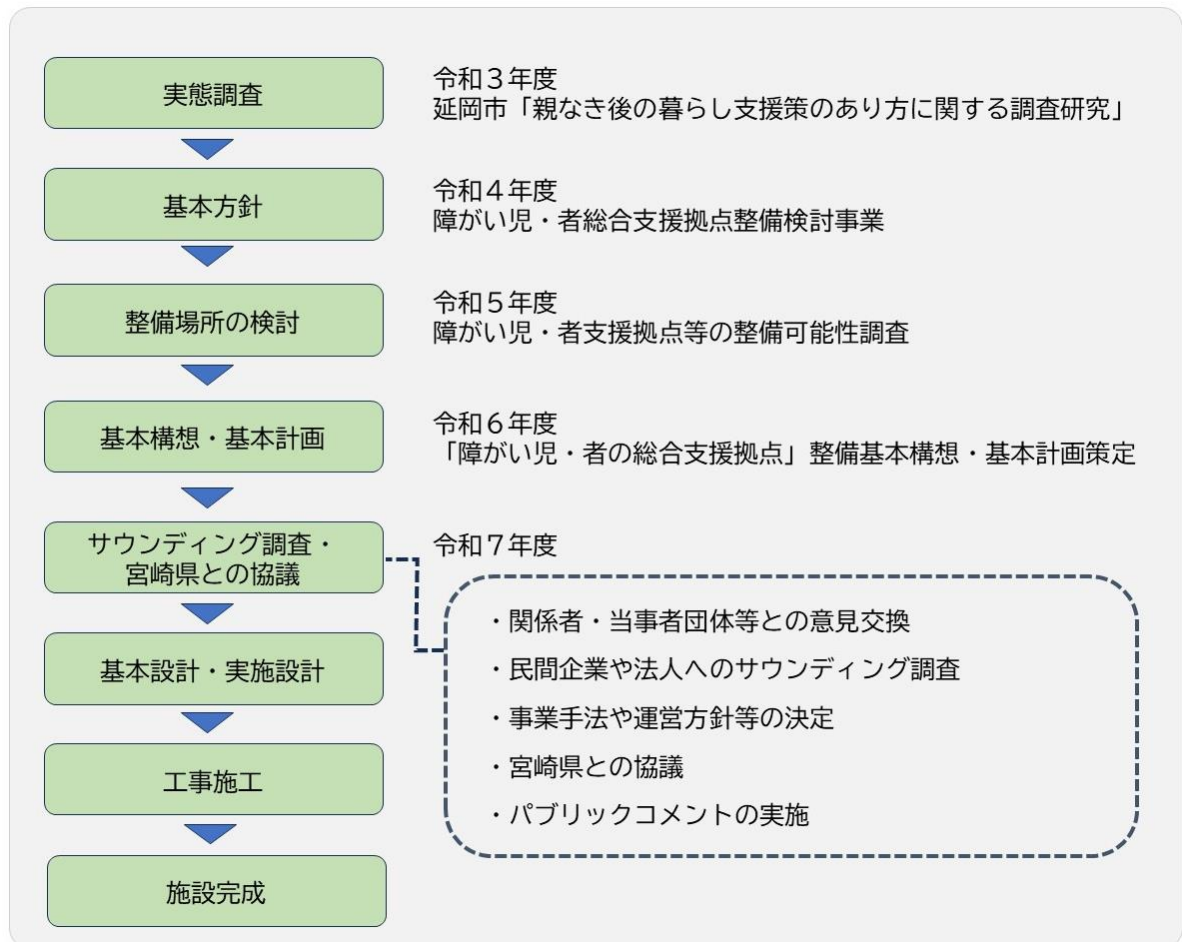
※杭撤去工事は算出に含めない。

3. 事業スケジュール

本市では、令和3年より障がい児・者の親なき後の暮らし支援策の検討から地域生活支援拠点の整備に向けて検討を進めてきた。

今年度取り纏めた障がい児・者の総合支援拠点整備基本構想・基本計画をもとに次年度以降、基本設計・実施設計の策定に着手するために、民間企業や法人へのサウンディング調査を通じて、事業者がどのような条件であれば実際に展開できるかなどの意見を収集する。

図表 2-7 本事業に関するこれまでの経緯と今後の予定



4. 事業手法の整理

(1) 事業手法に関する考え方

わかあゆ支援学校跡地を整備するにあたり、採り得る可能性のある事業手法について検討した。

第1期は耐震基準を満たしている建物を改修し、「地域住民が興味を持つ機能やサービス」や「市としての必要性・緊急性の高いサービス」等を整備する想定である。第1期に整備する設備・サービスの一部は、延岡市が施設を改修し、維持管理・運営を民間事業者に依頼する指定管理者手法で実施することが想定されるが、交付税措置のある市債を活用することや公費の一部をガバメントクラウドファンディング⁷等で確保し、財政を圧迫しない設備投資を検討する。

第1期の一部の設備・サービス、第2期、第3期のうち、延岡市が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業についてはPFI⁸(的)方式/PFI方式で実施することも検討している。

また、市立ではなく、社会福祉法人等がわかあゆ支援学校跡地の土地の一部買い取って、建物建設から運営までを担ってもらう可能性も視野に入れている。いずれの手法を採用するにしても、財政を圧迫しないよう国や県の補助金や民間活力等を活用し、公共サービスの質を担保しつつ、費用対効果等を重視して施設整備を行う。

(2) 拠点整備・事業運営をする上で配慮が必要な点

グループホームやショートステイ等の敷地確保や建築費のかかる機能やサービスの整備において、建築費の高騰等も踏まえて、施設整備における補助や敷地の提供等を検討する必要性がある。

また、わかあゆ支援学校跡地の横で既にサービス提供している子育て支援総合拠点施設えんキッズとは、施設管理等においても一体的な管理をすることなども含め、連携を強化することが必要である。

(3) 拠点整備における事業手法に関して

① 事業手法の概要

施設整備については、従来手法の設計、建設、維持管理・運営を分割して発注する方法に加え、多様な手法が用いられるようになっている。

従来手法のように分割発注とすると、次フェーズの発注を意識し、どのような企業でも対応できるように、仕様発注とならざるを得ない。

一方、設計、建設から運営に至るまでの一部または全部を一括発注とし、かつ性能発注とすることで、維持管理コストを視野に入れた施設計画、自社特許を活用した工法、汎用資材の使用など、民間事業者のノウハウを踏まえた設計となるため、施設のライフサイクルコスト削減に効果的な提案を求めることができるようになる。

⁷ ガバメントクラウドファンディング（Government Crowd Funding、GCF）とは、地方自治体がプロジェクト実行者としてインターネットを通して世の中に呼びかけ、共感した人から資金を募る仕組みのこと

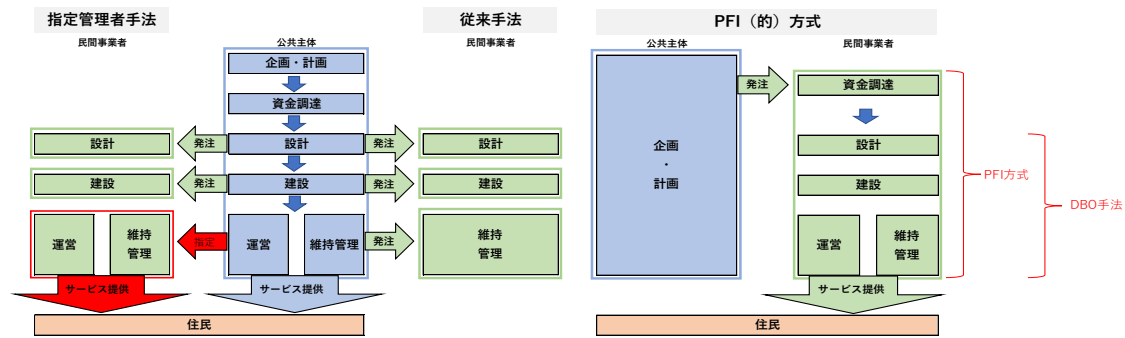
⁸ PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと

図表 2-8 事業手法の概要

手法		内容
従来手法		・市が公共施設の整備及び維持管理・運営を行う方式。 ・市が起債や国庫補助金等により自ら資金調達し、設計、建設、維持管理、運営等について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者に単年度業務として個別に発注等を行い、運営も市が直営で実施する方式。
指定管理者手法		・指定管理者制度により、公の施設を民間が管理代行する方式。 ・資金調達は公共が行なう。 ・設計、施工は通常の公共工事として発注・整備し、維持管理・運営業務について包括的に管理代行する。一般的に、3～5年の協定を結ぶ。
PFI(的)方式	DBO 手法	・設計・施工・維持管理・運営一括契約方式。 ・資金調達は公共が行なう。 ・設計・施工に加え、維持管理・運営も一体的に契約し、より民間技術力の積極的活用をはかる方式。 (維持管理・運営を含まない場合は、DB 方式となる)
PFI 方式	BT0 手法	・民間事業者が施設を建設(Build)した後、施設の所有権を公共部門に移管(Transfer)したうえで、民間事業者がその施設の運営(Operate)・維持管理を行う方式。 ・資金調達は民間が行なう
	BOT 手法	・民間事業者が施設を建設(Build)し、契約期間にわたる運営(Operate)・維持管理を行って、事業期間終了後、公共部門に施設を移管(Transfer)する方式で、民間事業者による施設等の一体的な所有が制度上可能な場合に成立する。 ・資金調達は民間が行なう。

出所：岐阜県「事業手法」から九経調作成

図表 2-9 事業手法のスキーム



出所：内閣府「PPP/PFI の概要」から九経調作成

② PPP/PFI 手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者

施設を整備するにあたっては、設計、建設、維持管理・運営のどの部分を一体的に発注するかという点と、民間資金を活用するか、また施設所有に伴うリスクをどちらが負うかという点から下図のように分類される。

表 2-10 事業手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者

方式		業務の範囲					施設の所有者	
		資金調達 (建設費用)	設計 (Design)	建設 (Build)	維持管理 (Maintenance)	運営 (Operate)	運営 期間中	事業期間 満了後
従来手法		市	市	市	市	市	市	市
指定管理者手法		—	—	—	民間	民間	市	市
PFI(的)方式	DBO手法	市	民間	民間	民間	民間	市	市
PFI方式	BT0手法	民間	民間	民間	民間	民間	市	市
	BOT手法	民間	民間	民間	民間	民間	民間	市

出所：内閣府「PPP/PFI 手法導入優先的検討規定運用の手引き」（平成 29 年 1 月）から九経調作成

※どの手法が適当かについても、今後のサウンディング調査等を通じて明らかにするが、当面は指定管理手法をベースに考えていくこととする。

第3章 施設管理運営計画

1. 施設管理・運営の基本方針

本施設は、障がい児・者の地域での生活を総合的に支援する拠点として、「ごちゃまぜにつながる」を基本構想としている。本市が令和5年度より取り組んでいる障がい者雇用倍増の取り組みをさらに加速させる拠点ともなる。障がい者へのサービスや障がい者雇用を推進する事業者等だけではなく、地域住民も日常的に利用する拠点となることを目指した計画策定を行っている。

そのため、複数の部屋を安全に運用し、安定的に使用できる状態を保つとともに、入居している事業者が継続的に事業を行うために施設管理運営体制を整備段階に合わせて構築していくことが必要となる。

本施設の核となる障がい児・者やその家族の相談や伴走支援を担う「(仮称) 交流・相談・ナビゲーションプラザ」には専門家の配置が必要であり、施設の管理運営と一体的な運営がなされるのが望ましい。

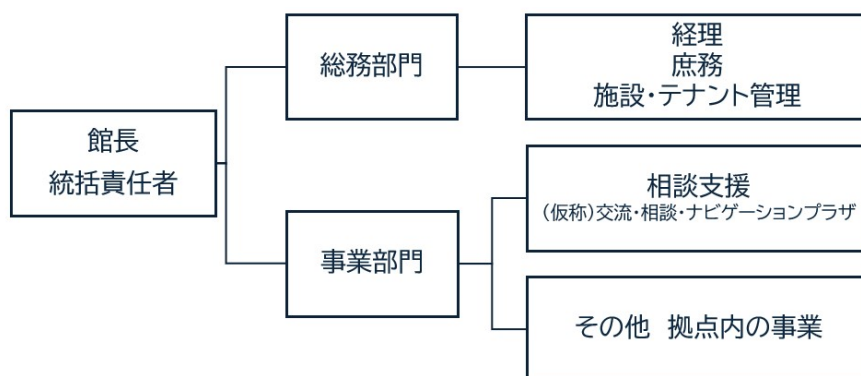
2. 運営体制

開館後の通常業務を行う組織体制と配置する職能は以下の通りである。

少なくとも施設全体の責任者となる館長の下に、総務（経理、庶務、施設・テナント管理）、事業（相談支援、その他）の各部門で人員を配置し、持続可能な施設運営ができる組織とする。

また運営母体の事業者が、直接拠点内の機能を担うことも想定されることや段階的な整備に伴い、管理する施設やテナント数等が増加する可能性も考えられるため、開館後の変動を踏まえて人員増加などの柔軟な運営体制の構築が必要である。

図表 3-1 運営体制のイメージ図



3. 運営主体・運営方式

本施設の事業実施目標の実現に向け、柔軟かつ専門性を持った組織体制で効率的、持続可能性高く拠点を運営していくために、施設全体の共通部分についての運営母体は直営方式ではなく、指定管理者手法を導入することを前提とする。

ただし、指定管理者を選定する手法は複数あるため、今後の調査を元に事業実施目標を達成するために最もふさわしい選定手法を検討する。

各分野の事業者へのサウンディング調査を通して、運営方式や選定手法の検討を進める。

施設運営にあたっては、建築物や建築整備、備品等の保守管理、テナント管理、また警備や清掃など、施設を安全に安心して利用してもらえるように適切に維持管理するための業務が必要である。

なお、施設維持管理に関する業務については、隣接地にある延岡市子育て総合支援拠点えんキッズと一体的な管理を行うことを想定しているため、当該施設委託事業者との折衝も必要である。

【想定される主な維持管理業務】

- ・経理事務 ・施設維持管理に関する日常的管理及び関係業者との調整
- ・施設警備 ・施設清掃 ・植栽管理 ・施設衛生保守管理
- ・施設設備管理（電気、機械、給排水、消防、自動ドア、シャッター等）
- ・昇降設備（エレベーター）保守管理 等

施設に整備する想定をしている機能やサービスについても、拠点全体の運営主体が直接運営する場合、経営資源を集中することができ、安定した持続可能な運営につながると考えられる。

4. 運営する事業とその委託費の試算

本施設に整備する機能やサービスに関しては、当該施設の運営管理事業は指定管理で行い、当該施設への交通アクセスの確保は委託で行うことが考えられる。当該施設内では、民間事業者がテナントとして入居し、サービス提供を行う。ここでは、指定管理で実施する拠点の管理運営の事業費、交通アクセスの確保に資する事業費について、単年度の事業費および委託費について試算を行った。

また、当該施設内で運営される各サービスは、市によって事業者を誘致し、各事業者がそれぞれ経営を行う形を前提とする。

図表 3-2 指定管理を想定した事業の一覧

当該施設の運営		
拠点運営管理委託 (指定管理)	事業費	運営費用の算出根拠の事例案
	施設管理運営費	延岡市民協働まちづくりセンター委託費等
受託:事業者A		
当該施設への交通アクセスの確保		
コミュニティバス等 管理委託	事業費	運営費用の算出根拠の事例案
	コミュニティバスの 運営事業	乗合タクシーの委託費用
受託:事業者B		
当該施設内で市が民間事業者を誘致して各民間事業者が運営する事業		
拠点内で民間事業者が運営する事業		
・相談支援・コーディネート機能 ・日中一時支援・短期入所(医療的ケア児) ・診療所・訪問看護 ・就労支援事業(A型でのカフェなど) ・共同受注窓口 ・ITスクール、医療事務等のスクール ・ハローワークの分室 ・就労選択支援・アセスメントの場 ・不登校児の支援(フリースクール)		【拠点内でスペースを貸し出す事業】 ・障がい者雇用企業の入居 ・NPO法人等の集積 ・貸しスペース(フリースペース、多目的ルーム、ダンススタジオ、スポーツの場など) ・障がい者も含む自習スペース ・貸しアトリエ、貸しギャラリー ・農業体験の場(農地の維持管理を行う人員1名は別途想定) ・スタートアップ支援事業

※短期入所(医療的ケア児)事業については、現在市内で事業を行う事業者が少ないことから、市が主体となって指定管理者による運営や事業者への委託等を行うことなどが考えられる。その場合の事業費については別途検討を行う。

また、共同受注窓口は、どのような体制で実施するのが適当か、別途検討を行う。

※相談支援や就労支援事業(カフェ)などの事業は、今後のサウンディング調査等を通じて、指定管理者による運営で行う場合も考えられる。

※分科会において上記の機能以外にも「動物と触れ合えるカフェ」「児童図書館」「動画編集・配信の場所」などの意見もあった。

全体的な管理運営の事業費の積算（延岡市民協働まちづくりセンター委託費より算出）

費目	詳細	概算費用 (千円)	算出根拠
施設維持 管理費	光熱水費（電気、ガス、水道）	1,800	電気 150,000 円×12 ヶ月
		18	ガス 1,500 円×12 ヶ月
		120	水道 10,000 円×12 か月
	施設の維持管理（蛍光灯など）	120	他施設の実績値
	消防の保守	180	他施設の実績値
	清掃業務	258	5,160 円×50 週
	資源ごみ回収費	77	6,400 円×12 ヶ月
消耗品費	事務用品	1,000	他施設の実績値
通信運搬費	電話・インターネット使用料	360	30,000 円×12 ヶ月
	郵便料金	120	10,000 円×12 か月
管理運営事業費		4,053	

※施設運営の人件費は、上記の試算には含まない。

※指定管理料は委託内容を踏まえて算出。

※光熱水費削減を図る観点からも、今後、再生可能エネルギーの活用等も検討することとする。

当該施設までの交通アクセスの確保に資する事業費の積算

費目	詳細	概算費用 (千円)	備考
コミュニティバ スの運営事業	乗り合いタクシーの委託費用	5,376	※月間 20 日運行を想定した場合の費用

令和6年度延岡市障がい児・者総合支援拠点整備 基本構想・基本計画 委員名簿
拠点整備検討委員会

No	所属	役職	氏名
1	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 副理事長	委員長	大塚 晃
2	Social work らぼ 代表	委員	田畑 寿明
3	三菱商事株式会社 人事部 健康推進・DE & I チーム 障がい者雇用担当	委員	福元 邦雄
4	株式会社カラフィス 代表取締役	委員	三井 正義
5	あいりレー福祉事業グループ 代表 株式会社つくばエデュース 代表取締役	委員	村上 義孝
6	医療法人 伸和会 延岡共立病院 診療技術部技術部 部長	委員	斉藤 伸一
7	学校法人 順正学園 九州医療科学大学 社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 教授	委員	三宮 基裕
8	特定非営利活動法人 ホームホスピス宮崎 理事長	委員	市原 美穂
9	宮崎県立延岡しろやま支援学校 校長	委員	肱岡 憲吾
10	岡富南地区民生委員児童委員協議会 会長	委員	富高 文裕
11	延岡市障がい者自立支援協議会 会長 延岡市西部地域基幹相談支援センター 相談支援専門員	委員	甲斐 由美子
12	延岡市子育て支援総合拠点施設 えんキッズ 施設長	委員	兒崎 文昭

医療分科会

No	所属	役職	氏名
1	医療法人 伸和会 延岡共立病院 診療技術部技術部 部長	委員長	斉藤 伸一
2	特定非営利活動法人 ホームホスピス宮崎 理事長	委員	市原 美穂
3	一般社団法人延岡市医師会 延岡看護専門学校 副校長	委員	門田 広美
4	延岡市北部地域基幹相談支援センター センター長	委員	廣池 加代子
5	NPO 法人 SUN クラブひまわり 事務長	委員	清島 明子
6	ひつじの会 代表	委員	安藤 小百合

就労分科会

No	所属	役職	氏名
1	三菱商事株式会社 人事部 健康推進・DE&Iチーム 障がい者雇用担当	委員長	福元 邦雄
2	株式会社カラフィス 代表取締役	委員	三井 正義
3	宮崎県立延岡しろやま支援学校 校長	委員	肱岡 憲吾
4	のべおか障がい者就業・生活支援センター センター長	委員	水田 聖子
5	延岡公共職業安定所 職業紹介部門 事務官	委員	青山 孔明
6	株式会社旭化成アビリティ 延岡営業所 総務課 課長	委員	田口 知枝
7	就労継続支援 A 型事業所 えがおの里延岡 施設長	委員	柳田 佳代
8	就労継続支援 B 型事業所 ひかり工房 サービス管理責任者	委員	児玉 美希

生活支援分科会

No	所属	役職	氏名
1	Social work らぼ 代表	委員長	田畑 寿明
2	あいりレー福祉事業グループ 代表 株式会社つくばエデュース 代表取締役	委員	村上 義孝
3	社会福祉法人愛育福祉会 のぞみ園 施設長	委員	長野 毅彦
4	延岡市南部地域基幹相談支援センター センター長	委員	甲斐 義章
5		委員	佐々木 逸夫

活躍支援分科会

No	所属	役職	氏名
1	延岡市障がい者自立支援協議会 会長 延岡市西部地域基幹相談支援センター 相談支援専門員	委員長	甲斐 由美子
2	学校法人 順正学園 九州医療科学大学 社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 教授	委員	三宮 基裕
3	岡富南地区民生委員児童委員協議会 会長	委員	富高 文裕
4	NPO 法人 延岡市しょうがい者大輪の会 理事長	委員	甲斐 直義
5	宮崎県障がい者スポーツ協会 チャレンジスポーツディレクター	委員	木下 理
6	株式会社田口ファミリーファーム 代表取締役	委員	田口 正幸
7	JA みやざき 延岡地区本部玉ネギ部会 部会長	委員	山本 英則
8	宮崎県立延岡しろやま支援学校 たいよう（知的障がい教育）部門 教諭	委員	岡本 慶子